

別紙第 4

避難準備段階の計画

要旨	未だ避難は指示されていませんが、武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張が高まった段階で、以下のとおり対処します。 ① 速やかに国民保護措置が実施できるよう所要の準備を完了します。 ② 国民保護措置に必要な各種計画を概成します。 ③ 武力攻撃災害の発生に備えます。 ④ 関係機関・団体、住民に対し、避難準備を指示します。
----	--

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、避難行動要支援者の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、県立病院避難計画、応急教育計画
指定地方公共機関	国民保護業務計画

避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
情報の収集、広報 避難先都道府県との連絡調整	情報の収集、広報 避難先都道府県及び受入市町村との連絡調整	情報の収集、広報 受入市町村と連絡調整

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素		
事態への対処	準備 避難 生活 復帰	緊急避難
復旧・復興		

← 武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定されたとき

← 県、市町村を含む地域に警報が発令され、県に避難措置の指示が伝達されたとき

イ この期間に予想される状況と留意点

この段階においては、避難が指示された際、直ちに避難措置が実施できるよう、あらかじめ準備を完了することが重要です。

この際、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

県は、住民避難に必要な諸準備を速やかに整え、市町村の避難住民の誘導が安全かつスムーズに行われるようにします。

この際、避難の指示の住民への確実な伝達を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の収集強化

情報の収集を強化し、的確かつ迅速に提供が行えるよう確認するとともに、住民に対し適時適切に広報、広聴を行います。

イ 実施体制の確立

県は、速やかに組織を国民保護体制へ移行し、国民保護対策本部を設置します。

ウ 避難の準備

避難の指示の際は、速やかに避難が実施できるよう必要な確認及び準備を完了します。

エ 救援の準備

救援指示の際は、速やかに救援が実施できるよう必要な確認及び準備を完了します。必要に応じ物資の売渡要請等の措置を実施します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

武力攻撃災害の予防、対処準備を完了するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等を実施します。

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
<u>政策統轄総局</u>	<u>1 他の部局応援に関する事</u>

機 関 名	事務又は業務
<u>元気づくり総合</u> <u>和の改新戦略</u> 本 部	1 国民保護に関する広報、広聴 2 報道機関との連絡調整 3 <u>国民保護措置関係予算その他財務に関すること</u> 4 <u>関東地区所在政府機関等の連絡調整、情報収集</u> 5 <u>関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> 6 <u>東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> 7 <u>県議会に関すること（臨時議会の招集）</u> 8 <u>鳥取情報ハイウェイに関すること</u>
<u>輝く鳥取創造本</u> <u>部</u>	1 <u>避難住民運送手段の確保、計画</u> 2 <u>駅、空港等への警報等の伝達</u> 3 <u>観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整</u> 4 <u>外国人に対する広報、避難、救援</u> 5 <u>外国人の安否情報・被災情報の収集等</u> 6 <u>外国人の安全確保及び支援</u>
<u>男女協働未来創</u> <u>造本部</u>	1 <u>他の部局応援に関すること</u>
危機管理 <u>部局</u> (事務局)	1 県対策本部事務局の庶務 2 国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 3 国民保護に関わる市町村との連絡調整 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括 5 県対策本部の職員の動員及び給与に関すること 6 県対策本部における通信施設の保全 7 特殊標章等の交付、使用許可 8 <u>避難所の運営</u> 9 <u>要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援</u> 10-8 前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 仮庁舎の設営 4 職員の服務、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 人権の擁護の確保 7 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 9 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 10 県議会に関すること（臨時議会の招集） 5-11 職員の動員、派遣要請、受入 6-12 職員の補償に関すること 13 鳥取情報ハイウェイに関すること 7 県有車両（警察車両を除く車両のうち 県対策本部による直接運送業務に使用する車両に限る。）の運用 8 <u>国民保護措置の実施に要する物品の購入契約</u>

	<u>9 私立学校に関すること</u>
地域 <u>社会</u> 振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 駅、空港等への警報等の伝達 3 他の部局応援に関すること 4 私立学校に関すること <u>1-5 市町村の行財政運営の支援</u> <u>2-6 安否情報・被災情報の収集等</u> <u>3 人権の擁護の確保</u> <u>4 文化財の保護</u> <u>5 国民保護に関する広聴</u>
観光交流局	1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 3 外国人の安否情報・被災情報の収集等 4 外国人の安全確保及び支援

機 関 名	事務又は業務
福祉保健部	1 避難所の運営 <u>1-2 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援</u> <u>2-3 医療、医薬品に関すること</u> <u>3-4 保健衛生に関すること</u> <u>4-5 赤十字標章等の交付、使用許可</u> <u>5-6 医療機関等の被害調査、対策</u> <u>6-7 ボランティア等の支援に関する総合調整</u> <u>7-8 他部局に属しない生活支援及び保護</u>
<u>子ども家庭部</u>	<u>1 他の部局応援に関すること</u>
生活環境部	1 有害物質使用事業所に関すること 2 入浴施設の確保 3 食品衛生、食中毒防止、水質検査等に関すること 4 応急給水に関すること 5 応急仮設住宅の手配
商工労働部	1 物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 2 商工労働団体・機関との連絡調整 3 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1 避難住民に対する食品の確保、供給 2 農林水産業団体との連絡調整 3 農林水産施設等の保全 4 営農指導及び家畜防疫 5 漁船に関すること

	6 漂流物等に関する情報収集 7 農道 （広域農道、農免農道を除く。） 、林道状況の把握、確保
県土整備部	1 道路 （広域農道、農免農道を含む。） 状況の把握、確保 2 空港 、港湾施設等の把握、確保 3 公共土木施設等の把握、対策、復旧 4 市街地状況の把握 5 公共施設用地の供与、土地等の使用に関すること 6 土木等資材の需給対策
会計管理 部 者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納 及び物品の購入契約 2 県有車両（警察車両を除く車両のうち県対策本部による直接運送業務に使用する車両に限る。）の運用
総合事務所（東 部地区は東部 地 域振興事務所 ） 振興監	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施

機 関 名	事務又は業務
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 1-2 県営発電施設・県営工業用水施設に関する保全等の必要措置の準備
病院局	1 県立病院の入院患者の避難準備 2 県立病院への患者受入可能状況の確認 3 県立病院救護班派遣可能状況の確認
教育委員会	1 文教施設の保全 2 被災児童・生徒の救護及び応急教育 3 被災児童・生徒の学用品の供給 4 避難所の確保 5 避難所の開設、運営に対する協力 6 文化財の保護
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1 情報の収集・分析 2 住民等に対する警報等の伝達体制の確保 3 避難住民の誘導体制の確保

	4 交通規制体制の確保 5 生活関連等重要施設の警備強化に係る体制の確保 6 警備用装備資機材の調達 7 関係機関との連絡体制の強化 8 武力攻撃災害に係る応急措置等に係る体制の確保 9 特殊標章等の交付及び使用許可に係る体制の確保 10 警察通信の確保
--	---

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 市町村国民保護対策本部の設置 2 国民保護措置の連絡調整等 3 武力攻撃災害に係る国民保護措置 4 武力攻撃災害情報等の収集伝達 5 住民等に対する国民保護措置の指導 6 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。

4 活動要領

(1) 情報

ア 県対策本部設置の指定

知事（危機管理部局）は、①武力攻撃（予測）事態の認定、②政府の対処基本方針、③県対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに関係機関・団体へ通知します。

イ 情報収集、分析、提供

(ア) 知事（各部局）は、避難措置・救援の指示を受けたときは速やかに対応できるよう必要な情報を収集します。

(イ) 別紙第1「情報計画」参照

(ウ) 知事（危機管理部局）は、武力攻撃（予測）事態の内容、県及び県内各機関の活動状況、武力攻撃災害兆候及び被災情報等を市町村、関係機関・団体等へ迅速に提供します。

ウ 安否情報

知事（地域社会振興部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、安否情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

エ 被災情報

知事（危機管理部局）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

オ 通信

非常通信設備・体制の確認と準備を行います。

(2) 実施体制

ア 県の国民保護体制への移行

知事（危機管理部局）は、県対策本部を設置すべき県としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中止し、組織・人員配置の変更、先遣隊の編成・派遣準備等国民保護体制へ移行します。

イ 県対策本部の設置

(ア) 第5章「国民保護対策本部等、通信」に従い、県対策本部を設置

- a 本部員、本部職員等の参集と参集困難者の代替職員、交代要員等の確保
- b 通信システムの起動、資機材の配置等
- c 議会報告及び市町村、指定（地方）公共機関等への通知
- d 県現地対策本部、予備対策本部の設置準備

(イ) 県対策本部長は、速やかに第1回本部会議を開催

目 的	項 目
情報の共有	・武力攻撃（予測）事態の内容 ・各部局の状況 ・政府、市町村、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況

基本活動方針 の決定	・ 情報収集の強化 ・ 人命の最優先 ・ 国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認、準備
---------------	---

ウ 関係機関の国民保護体制への移行

(ア) 市町村の国民保護体制への移行

市町村は、市町村対策本部を設置すべき市町村としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中止するなど、国民保護体制へ移行するとともに市町村対策本部を設置するものとします。

(イ) 警察の国民保護体制への移行

a 警察は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、警察庁へ報告の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、武力攻撃災害の発生に備えます。

b また、県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できないことが予想される場合には、公安委員会へ報告し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は公安委員会が応援を要請します。

(ロ) 消防の国民保護体制への移行

a 消防局は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、消防庁と連絡の上、職員の招集、消防局における警戒本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害の発生に備えるよう努めるものとします。

b また、県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できないことが予想される場合には、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は直ちに応援を要請するものとします。

(エ) 他都道府県との連絡調整

a 知事（危機管理~~部~~局）は、武力攻撃（予測）事態の認定、対処基本方針及び県対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定を受信したときは、直ちに関係する都道府県及び隣接県と連絡を取り、状況を確認します。

b 知事（危機管理~~局~~部）は、県対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定を受けたときは、関係する都道府県及び隣接県にその旨を通知し、避難・救援に要する車両、物資、資機材等に係る要請準備と事前の連絡調整を行います。

c また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行います。

d なお、知事（危機管理~~部~~局・各部局）は、他都道府県知事から要請を受けた場合速やかに供給できるよう、物資、資機材等の供給準備を併せて行います。

(オ) 指定（地方）公共機関との連絡調整

a 指定（地方）公共機関の国民保護措置準備

指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより避難、救援等国民保護措置の準備を行うよう努めるものとします。

b 指定（地方）公共機関の応援

指定（地方）公共機関について、県は、「(エ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

c 日本赤十字社との連携

知事（福祉保健部）は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社への委託を準備します。委託は災害救助法における実務に準じた手続により行います。

d 指定（地方）公共機関による運送の準備

知事（輝く鳥取創造本地域振興部、商工労働部）は、避難住民の運送及び緊急物資の運送について、運送事業者である指定（地方）公共機関と連絡調整を行い、運送体制を準備します。

(カ) 指定（地方）行政機関との連絡調整

指定（地方）行政機関について、県は、「(エ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行います。

(キ) 自衛隊との連絡調整

a 知事（危機管理部局）は、防衛大臣の指定する職員（連絡幹部）の出席を求め、情報の入手と連絡調整を行います。

b 知事（危機管理部局）は、国民保護等派遣の要請準備と事前の連絡調整などを行います。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

(ア) 補給支援体制の準備

県は、避難・救援のため、避難住民数を想定し、速やかに避難住民の誘導中の補給支援体制の準備を行い、あわせて避難生活中的補給支援体制についても準備します。

このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、必要な場合連絡員あるいは流通の専門家の派遣を要請します。

避難先地域の補給品の受入体制を準備するため、先遣隊の派遣を準備します。県外避難が予想される場合は、避難先都道府県と、現地調達と避難受入に関する連絡調整を密にします。

(イ) 補給支援組織の準備

県は、補給支援を担当する班を本部事務局内に設置センターを開設し、円滑な準備と市町村の避難住民の誘導中の補給準備の支援を適切に行うほかいます。

補給支援センターは、速やかに緊急物資集積地域、物資拠点緊急物資集積所及び補給幹線の確認、準備を行います。

補給支援組織の各施設管理者は、それぞれその管理する施設等の状況を確認し、支援の準備（開設、改修、補充など）を実施します。

イ 補給能力

知事（各部局）は、避難・救援の際速やかに補給支援が可能となるよう、備蓄量及び関係機関・団体の補給能力について確認します。

この際、輸送能力との調整が必要となります。

ウ 取得

(ア) 補給品の購入準備避難住民の誘導に必要な燃料、食料などの補給品を優先的に取得します。

知事（各部局）は、関係機関・団体に協力準備を要請するとともに、発注準備を行います。

また、粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品の確保に努めます。

(イ) 不足等が見込まれる補給品の確保

不足が見込まれる品目等については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

避難の指示の際、速やかに避難住民の運送を実施できるよう、また、救援指示の際、速やかに緊急物資の運送を実施できるよう準備を完了します。

このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、補給支援組織、輸送支援施設、輸送手段等の状況確認及び準備を行うなど、輸送体制を確保します。

この際、避難行動要支援者の避難・救援に特に注意します。

イ 運送支援施設

知事（輝く鳥取創造本地域振興部、農林水産部、県土整備部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、運送幹線となる道路、鉄道、空港、港湾等の状況確認及び必要な準備（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）を実施します。

ウ 運送業務

(7) 運送計画の作成準備等

a 専門職員の派遣要請

知事（危機管理部局、輝く鳥取創造本地域振興部）は、連絡調整及び運送計画を策定するため、バス・鉄道事業者に対し専門職員の派遣を要請します。

b 交通規制の準備

警察は、交通規制に必要な配置人員、装備、資機材及び体制等を準備します。

(4) 運送手段の状況確認・準備

知事（輝く鳥取創造本地域振興部、商工労働部、農林水産部、会計管理者総務部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況確認及び必要な準備（整備、通常運行の停止など）を実施します。

(7) 避難行動要支援者の避難準備

a 状況確認・準備

知事（危機管理部、福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者の状況並びにそれらの者に係る施設及び避難の状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。

b 避難行動要支援者の避難に係る計画の概成

知事（危機管理部、福祉保健部）は、避難行動要支援者の避難に係る計画を概成し、運送手段を決定、手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

知事（福祉保健部）は、避難・救援の際、衛生確保のため、速やかに必要な医療、助産などが提供できるよう、短期的な医療等の提供体制の準備を完了します。

このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、医療等の提供体制の状況確認及び必要な準備を実施します。

また、感染症等の予防については、本段階から実施するとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には直ちに対処し、被害を最小限に防除、軽減します。

なお、県立病院については、避難準備、医療等の提供準備を完了します。

イ 衛生支援組織

衛生支援組織の各施設管理者は、それぞれその管理する施設等の状況を確認し、医療等の提供の準備（整備、補充など）を実施します。

ウ 治療業務

(7) 状況確認・準備

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、医療等施設及び医療等提供体制の状況確認及び必要な準備（医療関係者との連絡調整、資機材の整備、補充、救護班編成準備など）を実施します。

(4) 計画の概成

知事（福祉保健部）は、医療等提供計画を概成し、医療等の提供体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害被災者等への対処

知事（福祉保健部）は、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、病院の患者受入の調整、臨時医療施設の設置、救護班の編成、派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

エ 搬送業務

(7) 状況確認・準備

知事（危機管理**部局**、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む。）の状況確認及び必要な準備（資機材の整備・補充、医師派遣体制の確保など）を実施します。

(4) 計画の概成

知事（危機管理**部局**、福祉保健部）は、搬送計画を概成し、一元的な搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害被災者等への対処

知事（危機管理**部局**、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ、搬送を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害等については、関係機関・団体と密接に連携して適切なトリアージ、特殊車両や航空機による搬送など、的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

オ 防疫業務

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療を実施します。

また、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団体に徹底します。

なお、感染症等が発生した場合には、直ちに病原体検査、消毒、隔離及び診療等を実施し、拡大を防止するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

カ 健康管理業務

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援の際の健康管理体制の状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。

キ 県立病院業務

(7) 状況確認・準備

知事（病院局）は、県立病院の状況を確認し、避難及び衛生確保に必要な準備（整備、補充など）を完了します。

(4) 計画の概成

知事（病院局）は、県立病院避難計画を概成し、避難体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

また、医療等提供計画を概成し、医療等提供体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害被災者等への対応

知事（病院局）は、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、患者の受入れ、救護班の編成、派遣など必要な対応を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対応するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

知事は、速やかに必要な避難施設や救援施設が提供できるよう準備を完了します。

このため、市町村、関係機関・団体との連絡調整を強化し次の準備を行います。

(ア) 避難施設の状況確認

(イ) 救援施設（収容施設、臨時医療施設）の開設準備と必要な土地の使用の同意

(ウ) 県有施設の転用準備

(エ) 必要に応じ、県現地対策本部などの設置準備

イ 供給可能量の把握

知事（各部局）は、あらかじめ避難施設、応急仮設住宅、公営住宅及びそれらに使用する土地等の状況及び関係機関・団体の供給可能量等について確認します。

ウ 建設

(ア) 救援施設

a 避難施設

知事（危機管理~~部局~~）は、市町村と連絡調整の上、あらかじめ指定している避難施設について避難所としての開設を準備します。

また、知事（各部局）は、所管する施設の状況を確認し、可能なものについては避難所への転用を準備します。

b 救援施設（収容施設、臨時医療施設）

知事（生活環境部）は、救援施設の建設について関係機関・団体に連絡し、協力を要請するとともに、発注準備を行います。

また、不足が見込まれる資機材等については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施します。

なお、公営住宅については、一般の募集を停止します。

(イ) 公共施設

知事（総務部）は、必要に応じ県現地対策本部などが設置できるよう、候補施設（県総合事務所など）の確認、連絡調整等を行います。

エ 土地利用

(ア) 救援施設

知事（県土整備部ほか）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、救援施設建設候補地の状況確認、確保を行い、必要な受入準備を指示します。

また、知事（生活環境部）は、関係機関・団体への連絡、協力準備要請を行うとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

なお、不足が見込まれる用地については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて土地等の使用手続きを開始します。

公有用地については、一般の売却等を停止します。

(イ) 公共施設

知事（総務部）は、県現地対策本部などの候補施設のうち必要なものについて、管理者に連絡し、使用協力を要請するとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

(ア) 職員の派遣、あっせんの準備

a 知事（総務部）は、市町村等から職員派遣の要請を受けた場合、速やかに対応できるようあらかじめ見積もり、連絡調整等を行い、状況の確認及び派遣の準備を完了します。

b また、市町村長から職員派遣のあっせんを求められたときは速やかに対応できるよう準備を行います。

(イ) 職員の派遣要請、あっせん要請の準備

a 知事（危機管理~~部局~~）は、必要な場合速やかに職員の派遣を要請できるようあらかじめ見積もり、確認、連絡調整等を行い、指定行政機関、他都道府県知事等へ職員の派遣要請を準備します。

b また、必要な場合速やかに職員派遣のあっせんを求めることができるよう準備します。

(ウ) 職員の配置変更

a 知事（総務部）は、部局を越える職員の配置変更について、必要な場合速やかに実施できるようあらかじめ準備を行い、各部局からの要請に応じ速やかに調整、対処します。

b 部局内の職員の配置変更については、必要に応じて総務部と調整の上、部局長が課・室内、地方機関内の配置変更については所属長がそれぞれ調整、対処します。

イ 被災者の搜索、救出

(ア) 警察は、消防ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに被災者の搜索、救出を行い得る体制を確保、継続します。

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合は、直ちに情報を収集し、被災者を搜索、救出します。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

知事（生活環境部）は、市町村ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに火葬、埋葬を行い得る体制を確保、継続します。

不足が見込まれる施設、資機材、燃料等については、速やかに調達します。

エ 動物の保護

知事（生活環境部、農林水産部）は、飼養されている家庭動物等の保護収容等について準備します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

(ア) 関係機関との連携

知事（危機管理~~部局~~）は、武力攻撃災害の発生、拡大を予防するため、市町村、関係機関・団体等との連絡、即応体制、情報収集、装備資機材等の準備、維持を行います。

(イ) 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

a 安全確保のため必要な措置の要請

知事（危機管理~~部局~~・所管部局）は、特に必要であると認めるときは、公安委員会及び海上保安部長などの意見を聞いて、生活関連等施設の管理者（県施設を含む）に対し、安全確保のため警備の強化、施設の改善などを要請します。

また、必要な場合には、公安委員会又は海上保安部長等に立入制限区域の指定を要請します。

なお、その際、ダム及び危険物質等取扱所等については、速やかに要請し、発電所、駅、空港等については、危険が切迫している場合において、速やかに要請します。

b 立入制限区域の指定

公安委員会、境海上保安部長及び鳥取海上保安署長は立入制限区域を生活関連等施設の周辺まで広げて設定し、警戒ラインを拡大するものとされています。

指定者	指定する場合	立入制限区域の指定等
公安委員会・ 境海上保安部長・鳥取海上保安署長	・知事から要請があったとき ・事態に照らして特に必要があると認めるとき	・生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該施設の安全確保のため必要な区域を立入制限区域として指定 ・速やかにその旨を当該施設の管理者に通知 ・立入制限区域の範囲、立入を制限する期間その他必要な事項を公示 ・警察官・海上保安官は、立入制限区域が指定されたとき、許可を得た者以外の者に対し、立入制限区域への立入を制限若しくは禁止し、又は立入制限区域からの退去を命ずる。
警察官・海上保安官	・立入制限区域が指定されたとき	・許可を得た者以外の者に対し、立入制限区域への立入を制限若しくは禁止し、又は立入制限区域からの退去を命ずる

※ 生活関連等施設の管理者は、必要な場合は警察、消防、海上保安庁等に対し、周辺の警備強化や火災予防のための巡回等の支援を求めるものとします。

(ウ) 国対策本部長に対する武力攻撃災害対処に係る総合調整の要請

県対策本部長は、隣接する他県の区域の周辺において大規模な武力攻撃災害の発生や、性質が特殊な武力攻撃災害が発生した場合においては、消防庁を通じて、国対策本部長に対して、立入制限区域の指定など必要な措置に係る総合調整を要請します。

イ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止の措置（法第103条）

(ア) 知事（危機管理~~部局~~・各部局）は、①武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき、②危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、又は軽減する場合、以下の措置を行います。

a 危険物質等取扱所の警備の強化

危険物質等の取扱者に対して危険物質等取扱所の警備の強化を求めます。

b 危険物質等の取扱者に対する措置命令

緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを命じます。

【危険物質等の武力攻撃災害防止措置】

令第28条	危険物質等の種類	措置			要請権者
		取扱所の一時停止又は制限	製造、運搬等の一時禁止又は制限	廃棄又は所在場所の変更	
1号	危険物 (消防法)	○ 第12条の3	●	●	知事
2号	毒物、劇物 (毒物及び劇物取締法)	●	●	●	(製造業者、輸入業者) 厚生労働大臣 (販売業者、特定毒物研究者、業務上取扱者) 厚生労働大臣、知事
3号	火薬類 (火薬類取締法)	○ 第45条	○ 同左	○ 同左	(販売、貯蔵(火薬庫設置)、廃棄) 知事 (譲渡、譲受、消費) 消防局長 (運搬) 公安委員会、国土交通大臣
4号	高压ガス (高压ガス保安法)	○ 第39条	○ 同左	○ 同左	消防局長
5号	核燃料物質等 (原子力基本法)	○ 国民保護法 第106条	○ 同左	○ 同左	原子力規制委員会、国土交通大臣
6号	核燃料物質 (原子力基本法 放射線障害防止法)	●	●	●	原子力規制委員会
7号	放射性同位元素 (放射線障害防止法)	○ 第33条	○ 同左	○ 同左	原子力規制委員会
8号	毒薬、劇薬 (医薬品医療機器等法)	●	●	●	(製造業者、輸入業者) 厚生労働大臣 (薬局が所持するもの) 厚生労働大臣、知事 (専ら動物目的のもの) 農林水産大臣
9号	高压ガス (電気事業法)	●	●	●	経済産業大臣
10号	生物剤、毒素 (生物兵器禁止法)	●	●	●	主務大臣
11号	毒性物質 (化学兵器禁止法)	●	●	●	経済産業大臣

●＝令第29条による措置

○＝個別規制法により措置可能なもの

(イ) 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導します。

- a 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- b 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- c 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- d 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

(ウ) 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対応措置
危機管理 部局	火薬庫、火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導します。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。
中国四国産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等及び鉱山における火薬類の消費現場が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うこととされています。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うこととされています。

(エ) 高圧ガス保管施設の応急措置

a 高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制

武力攻撃災害時には、個々の事業所単独では対応が困難になる状況が考えられるため、知事（危機管理~~部局~~）は、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し、応援を要請します。

b 高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制

武力攻撃災害時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、県境を越えるなど広範囲に被害が拡大するおそれがあるため、知事（危機管理~~部局~~）は隣接県との間で情報連絡を実施します。

機関名	対応措置
市町村	武力攻撃災害時等には必要に応じ、次の措置を行うものとします。 1 住民に対する退避の指示 2 避難住民の誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 情報提供 6 関係機関との連絡
危機管理 部 局	1 事故における措置 (1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は、直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努めます。 (2) 災害が拡大する恐れがある場合、前記「高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制」に基づき、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指示します。
警察本部	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行います。 2 市町村長若しくは知事による避難の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要求があったときは、退避の指示を行います。 3 避難区域内への車両の交通規制を行います。 4 避難経路の確保及び避難住民の誘導を行います。
消防局	1 ガスの拡散が急速で、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは退避の指示を行うものとします。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うよう努めるものとします。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行うよう努めるものとします。 4 武力攻撃災害に対する応急対策を実施するよう努めるものとします。
中国四国産業保安監督部	1 武力攻撃災害の発生に伴い、県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大を防止することとされています。

(イ) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対応措置
福祉保健部 生活環境部	1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示します。 2 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示します。 3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達を行います。
消防局	1 有毒物質等の拡散が急速で、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは退避の指示を行うものとします。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行います。 4 武力攻撃災害に対する応急対策を実施します。
教育委員会	発生時の活動について、次の対策を策定しておき、これに基づき行動するよう指導します。 1 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 5 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(カ) 放射線使用施設の応急措置

武力攻撃災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射線障害防止法」に基づいて定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告します。

原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命じます。

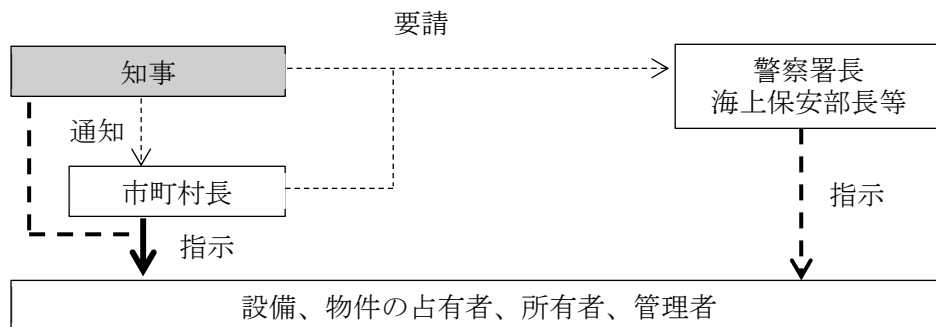
機関名	対応措置
消防局	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導します。 また、消防機関は、災害応急活動を実施します。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
生活環境部	R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、R I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止住民の不安の除去等を実施します。

(キ) 危険動物の逸走時対策

機関名	対 応 措 置
消防局	・情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行うものとします。
生活環境部	・情報の収集並びに国及び市町村等との連絡調整等 ・情報の収集、特定動物等の捕獲等の措置及び関連部局との連絡調整
生活環境部 農林水産部	・動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導 ・逸走特定動物等の捕獲等必要な措置の実施
警察本部	・情報の受理及び伝達並びに必要な措置の実施

ウ 事前措置（法第111条）

武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安その他の必要な措置（補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等）を占有者、所有者又は管理者に対し指示します。



設備、物件の除去、保安、その他の必要な措置

エ 知事の防御の指示（法第117条第1項）

知事（危機管理**部局**）は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示します。

オ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに、別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

a 避難の準備中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、第2章 国民保護措置の概要 の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。

b 避難の準備中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、第2章 国民保護措置の概要 の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ロ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(ロ) 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入

避難の準備中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（生活環境部）は、第2章 国民保護措置の概要 の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。

イ ライフライン等の確保

(ア) 知事（総務部、危機管理~~局~~部、生活環境部、県土整備部、企業局）は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実に応急復旧の実施等により確保します。

(イ) また、ライフライン事業者等との連携を強化し、ライフラインの確保に遺漏がないようにします。

(ウ) この際、住民の避難に必要となるライフラインを最優先で確保します。

ウ 防犯等

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、~~県知事~~（危機管理~~部局~~）、警察本部長は、第2章 国民保護措置の概要 の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、パトロール等、警戒を強化します。

エ 住民への周知

知事（~~令和の改新戦略元気づくり総~~本部）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 報道機関への情報提供

~~県知事~~（~~令和の改新戦略元気づくり総~~本部、危機管理~~部局~~）、警察~~本部~~は、資料提供等により報道機関へ情報を提供するほか、必要に応じ記者会見を行います。

なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、必要に応じて県においても前記方法により発表します。

イ 広報の強化

知事（~~令和の改新戦略元気づくり総~~本部、危機管理~~部局~~）は、広報センター及び地域広報センター等を設置し、広報を一元化、強化します。

(ア) 広報項目

- a 武力攻撃（予測）事態の概要。
- b 冷静な対応の呼びかけ。
- c テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること。
- d 「要請されたときの必要な協力やボランティア活動等」についての啓発
- e 住民からの有事に係る重要な情報について、市町村又は県対策本部宛に連絡するよう求めること。
- f 避難に備えて、手荷物品の制限、集合施設等を確認すること。
- g その他（交通の規制、犯罪の予防、旅行の自粛、児童生徒の登下校に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元・危険物の管理や他の安全対策等）

(イ) 広報手段

テレビ、ラジオ等による放送、あんしんトリピーメール、ホームページ（鳥取県公式サイト（とりネット）、~~モバイル版、携帯電話向けサイト~~）、~~SNSツイッター、フェイスブック~~、Ｌアラート、緊急速報（エリア）メール等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に広報を行います。

(ウ) 注意事項

情報の趣旨について、誤解を招くことがないように、十分に留意します。

(エ) 関係機関への要請

知事（~~令和の改新戦略元気づくり総本部~~、地域~~社会~~振興部、~~輝く鳥取創造本部観光交流局~~）は、次のとおり広報の協力を依頼します。

依頼機関	内 容
市町村	消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等による住民への広報
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者への広報
県立観光施設	場内放送等による観光客への広報

(オ) 報道機関への広報協力依頼

知事（~~令和の改新戦略本元気づくり総本部~~、危機管理~~部局~~）、警察は、国民保護措置に係る広報について、報道機関に対し協力を依頼します。

また、放送事業者である指定（地方）公共機関は、知事の武力攻撃災害緊急通報について通知を受けたときは、国民保護業務計画に基づき放送するものとされています。

(カ) そ の 他

- a 混乱発生のおそれが予測される場合は、県は、市町村と連携し、随時必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとします。
- b 知事（~~令和の改新戦略本元気づくり総本部~~、危機管理~~局部~~）は、武力攻撃の状況、予測、避難の状況、計画及び避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等について適時適切に広報し、住民が安心して避難できるようにします。
- c 警察は、交通規制、犯罪予防等に係る広報資料の作成、配布、掲示について、必要な準備を行います。

ウ 広聴

知事（~~元気づくり総本~~地域~~社会~~振興部、危機管理~~部局~~）、警察は、武力攻撃（予測）事態の認定後速やかに、必要箇所に相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応します。

また、市町村長は、県に準じて対応するよう努めるものとします。

5 その他

(1) 応急教育計画

ア 公立教育施設の避難、救援の準備

教育委員会は、児童・生徒の避難、救援に備え、次のことを公立教育施設に指示します。

- (イ) 学校行事、会議、出張等の中止
- (ロ) 児童・生徒の避難準備、事前指導
- (ハ) 武力攻撃発生時の対処、保護者との連絡方法の検討
- (ニ) 市町村教育委員会、市町村、警察本部（署）、消防署（団）及び保護者への連絡網の確認
- (ホ) 教職員の連絡体制の確認と教職員への周知

イ 公立教育施設の応急教育の準備

教育委員会は、児童・生徒の救援・受入に備え、各公立教育施設の状況を確認するとともに、応急教育の準備を指示します。

ウ 私立学校に対する要請

知事（総務地域振興部）は、私立学校に対し、上記に順じ必要な準備を行うよう要請します。

(2) 文化財の保護

知事（地域社会振興部）教育委員会は、文化財について可能であれば所在場所の変更、又は管理方法の変更を実施し、所有者等を支援します。

必要な場合は、所有者等に対し、措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

(3) 特殊標章等の交付等

ア 交付

知事（危機管理部局・各部局）は、次の者に特殊標章又は身分証明書を交付します。

(7) 県職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(4) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 特殊標章の表示

知事（危機管理部局・各部局）は、国民保護措置のために使用される場所・施設等を識別させるため、県庁、地方機関等に特殊標章を表示します。

ウ 許可

知事（危機管理部局）は、指定地方公共機関の申請を受けて、特殊標章、身分証明書の使用を許可します。

エ 警察職員への交付

警察は、国民保護措置に係る職務を行う警察職員に特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させます。

オ 赤十字標章等の交付

知事（福祉保健部）は、救護を行う医療機関、医療関係者に赤十字標章又は身分証明書を交付し、又は使用させます。